



参考人招致で真相解明へ 市長が推薦した市議候補による個人情報盗用事件

前回の市議会議員選挙(2017年3月)において、西岡市長が推薦・支援した市議会議員候補が、勤務先の福祉施設の個人情報盗み出して選挙関係の政治活動に使用した事件は、昨年11月18日の市議会における私の追及で発覚し、これまでに何回か内容をお伝えしてきました(「週刊渡辺大三NEWS」バックナンバー、2019年11/21号、12/26号、2020年1/6号、1/16号、2/6号、2/12号参照)(daizou.org)。

小金井市当局は今年1月、当該元市議候補の行為が個人情報保護条例に違反する犯罪行為であると判断して、小金井警察署に告発しました。市議会としては、小金井警察署が捜査中であることから、その結果を見定めることとしてきました。しかし、小金井警察署は今春、「時効の完成」を理由として不起訴としました。

「時効」とはなりませんが、いまだ事件の全体像が十分に解明されたとは言い難く、また、西岡市

長が当該元市議候補に供与した現金についても、政治資金規正法に照らして適法なものであったかどうか疑惑が指摘されたままです。

そこで、事件の全体像を明らかにし、再発防止につなげていく必要があることから、その方法について水面下で議員間の議論を続けてきました。

その結果、事件の解明を求める複数の陳情書を審査している総務企画委員会において、当該元市議候補を「参考人」として招致し、詳細な経緯について説明を求める方向となりました。

参考人招致の議決が8月19日開催の総務企画委員会で行われ、実際の参考人質疑は9月15日午前10時30分から行うことになりました。

当該元市議候補の事務所職員だった方から、非常に多くの内部告発が文書で行われており、そこで指摘されている内容と、当該元市議候補の参考人としての発言が「整合」するかどうかポイントとなります。

紙上論戦 多すぎる議員定数問題

小金井市議会の議員定数をめぐって、市民団体「議員定数削減の会」が削減(24人→22人)を求める請願署名運動を全市的に展開しています。私は、趣旨に賛同し、署名運動を応援しています。

市長与党会派である「みらいのこがねい」が8月5日発行の会派ニュースにおいて、議員定数削減を進める野党3会派(情報公開こがねい、自民党信頼、公明党)を名指して批判しました。せっかく批判していただいたのにスルーは申し訳ありません。必要最低限の反論はしておこうと思いま

す。「紙上論戦」という感じです。双方の主張を読み比べる形式ですので、皆様がこの問題を考えるご参考になれば幸いです。

問題① 「みらいのこがねい」は、3会派が24人を2減して22人にする根拠を示していないと主張します。しかし、私どもは、多摩26市の中で人口が類似する4市(小金井市、国分寺市、東久留米市、昭島市)の中で、小金井市議会のみが24人であり、他の3市は22人であることも

判断材料の一つとして提示し続けています。逆に「みらいのこがねい」は「24 人のままでいい」とする判断根拠を何も示していません。結局、「現状維持」「次の選挙での保身」という発想しか感じられないのです。「みらい」を自称しながら、「現状維持」一辺倒はおかしくありませんか？。

問題② 「みらいのこがねい」は、3 会派が「議員定数を考える小金井市議会研究会」に参加しなかった、と批判しています。この主張にはかなり無理があり、失礼ながら笑ってしまいました。議員定数の議論は、市民が議論の内容を公的議事録やYouTube中継で見ることができる市議会の公式な委員会等で行うべきです。なぜ、私的かつ非公式な研究会で密室協議をしなければならないのでしょうか？。それに、この研究会には、「議員定数を削減すると忙しくなるから削減反対だ」という、議員定数削減に大反対の会派が参加しています。永久に「削減」という答えがでない研究会の設置は、「研究」とは名ばかり、単なる「先延ばし」でしかありません。「先延ばし」に加担する必要がないので 3 会派は参加しなかったのです。

問題③ 「みらいのこがねい」は、「他市比較は参考にはなるが理由にはならない」と主張します。私どもは、都市と都市がいい意味で競い合う現代にあっては、他市の動向に鈍感であってはならないと考えます。市民の利益になる取り組みは見習うべきです。私どもは「他市に比べて多い議員数でなければならない合理的理由は見当たらない」「他市と同程度の議員数で、いかにしっかりと活動し、市民の期待に応えていくかが大事だ」と考えています。

問題④ 「みらいのこがねい」は、「(議員定数を)財源論で語るべきではない」「最小の経費で最大の効果をあげる行財政改革の論理と、議会改革の論理は異なる」と主張します。これには驚きました。地方自治法第 2 条は「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と義務規定を定めています。いうまでもなく、地方公共団体は、二元代表制の市長と市議会の双方で構成されています。「みらいのこがねい」は、市長にだけ義務があり、議会には義務はないとでも言うのでしょうか？。議会だけを、議員定数だけを、聖域化する発想は間違っています。二元代表の一翼である議会は、むしろ率先垂範すべきではないでしょうか。

問題⑤ 「みらいのこがねい」は、「どのような

市議会をめざすかの議論がない」としています。そう主張する「みらいのこがねい」が毎回の議会運営委員会で、どのような市議会をめざすか議論するよう他会派に呼び掛けていたとは記憶しておりません…。議員定数削減を突き付けられて、慌てて持ち出した論点という感じでしょうか。また、どのような議会をめざすかは、すでに制定された議会基本条例の制定にあたって相当議論され、条例に明記されています。「これから議論」というよりは実行段階です。あとは「やるだけ」なのです。

問題⑥ 「みらいのこがねい」は、「議会基本条例第 21 条第 2 項に違反している」としています。つまり、「議員定数を決めるに当たっては市民の意見を聴取してからにすべきだ」というのです。私どもとしては、2012 年に市民意向調査が実施され、市民の多数意思は見定められていると考えています(「多い」と感じている市民が 45.5%、「適当」と感じている市民が 19.6%でした)。むしろ、忙しい市民に回答させておきながら、そこで示された多数意思に何ら対応せず、ずっと放置してきたことが問題だとすら感じています。

「市民の意向を聴取してからだ」と主張する「みらいのこがねい」は、なぜ、削減を内容とする議員提出の条例改正案の審査においても、削減を内容とする市民提出の請願書の審査においても、市民の意向を一切聴取しないまま答えを出し、否決や不採択にしまったのでしょうか？。聴取したら削減すべきとの意見が多数になる可能性が高いので、逃げ回っているようにしか見えないのです。

結論 以上の事実を踏まえると、結局、「みらいのこがねい」の“ホントの目標”は、来年 3 月の市議選は現行定数(24 人)のままで行い、当選可能性を高めようという保身にあるのかな…と考えざるをえないのです。

◆渡辺大三略歴 1966年5月2日、岩手県水沢市(現:奥州市)生まれ。秋田県横手市、宮城県仙台市、山形県山形市を経て、9歳から小金井市在住。小金井市立本町小学校・小金井市立小金井第一中学校、東京都立小金井北高等学校、中央大学法学部を卒業。株式会社河北新報社(仙台市)で新聞記者。衆議院議員秘書。26歳で小金井市議選初当選(以降7期連続当選)。
【現在】小金井市の地域政党「情報公開こがねい」共同代表。東京の地域政党「自由を守る会」幹事長。小金井市商工会参与。貫井北町商工振興会事務局長。中町親愛会相談役。中央大学学員会小金井支部副支部長。小金井北高等学校同窓会幹事長。